

それでは、議事に入ります前に、水資源部長から一言ごあいさつを申し上げます。

【水資源部長】 水資源部長でございます。本日は、6名の委員の先生方、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。この分科会は、本日第21回でございますが、先ほど司会からの説明のように、4つの議題でございます。少し重たい議題もあって大変恐縮でございます。昨年に少し議論いただいたものをさらにとということで、恐縮に存じますが、ぜひ深い議論をいただき、いい結論を出していただければと願っているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

【司会】 なお、本日、ちょっと気温が高くなっておりますが、残念ながらまだ役所は冷房が機能いたしませんので、窓は全開にしておりますが、もし暑いようでしたら、上着等とっていただきまして、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行を分科会長によりしくお願いいたします。

【分科会長】 それでは、早速議事に入りますが、その前に、お忙しいところ、各委員、ご出席いただきありがとうございます。15時から17時というご案内ですので、2時間を目途に進めてまいりたいと。なかなか重い議題を抱えておりますので、若干オーバーするようなことがあっても、皆さんその後のご予定があらうかと思っておりますので、2時間を目途にして、幾ら延びても10分、15分の延びで終わりたいと思っておりますので、ご協力のほどお願いを申し上げます。

それでは、早速、議題の(1)からまいります。平成21事業年度長期借入金及び水資源債券の償還計画について、これについてまず審議をいたします。事務局から説明願います。

【事務局】 お手元の資料、右肩に資料1-1と打ってあります束をごらんいただければと思います。毎年、水資源機構が毎事業年度長期借入金及び債券の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受ける必要がございます。国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとする場合には、あらかじめ評価委員会の先生方の意見を聞かなければならないという規定がございまして、それに基づきます認可申請の内容でございます。内容につきまして、一言水機構のほうからよろしくお願いいたします。

【水資源機構】 水資源機構の財務担当理事でございます。

この認可申請でございますけれども、認可は、債権者の保護と、それから、水資源機構の財務の健全性のために認可を要することとなっております。別表にその償還の計画が書

いておりますけれども、実は、この償還と書いたところは、一本一本の借り入れにつきまして、約定によりまして本年度中に償還しなければいけないものをすべて合計した数字になっております。したがって、契約上償還しなければならないものをそのまま上げておりますので、債権者の利益の保護、あるいは機構の財務の健全性の観点から、特段問題があるとは考えておりません。したがって、認可いただけるものと考えております。個々の数字につきましては、そういうことでございますので、一々のご説明は省略させていただきます。

【分科会長】 それでは、この議題につきまして、ご質問とか、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

特に意見はないようですので、それでは、この第1議題の平成21事業年度長期借入金及び水資源債券の償還については、意見なしというようにいたします。

それでは、2番目の議題ですが、これは、役員給与規程の変更というものでありますが、まずは、事務局から説明をいただいて、ただいまのように、国土交通大臣への届け出内容については、機構のほうから説明をお願いいたします。

【事務局】 お手元の資料2-1の束でございます。独立行政法人の役員の役員給与規程を変更する場合には、主務大臣に届け出ること。また、その届け出があった場合には、主務大臣はその内容につきまして、評価委員会に通知するという規定がございます。それに基づく手順でございます。では、水機構のほうからお願いします。

【水資源機構】 それでは、総務担当理事でございますが、説明させていただきます。資料の3ページ目を、新旧対照表でございますが、お聞きいただきたいと思います。

今回の改正でございますけれども、これは、私どもの役員の給与規程のうち、地域手当に関する部分でございます。現行は、平成20年度におきましては、100分の10というふうにしておるんでございますけれども、それを平成21年度におきましては、国の制度に倣いまして、100分の1上げまして、100分の11にするということで、平成22年度におきまして、本則であります100分の12まで上げていくと、経過的に毎年100分の1ずつ上げていくというものでございます。

以上です。

【分科会長】 それでは、ただいまの議題に関しまして、ご質問とか、ご意見ございませんでしょうか。大体これは国の方針に沿わせて……。

【水資源機構】 国の制度に倣って、はい、さいたま市が100分の12でございますので、そこに地域ごとに応じた割合に上げていくものでございます。

【分科会長】 それでは、特段ご意見はないようでありますので、この役員給与規程の変更については意見なしというようにさせていただきます。

決して前へ急いでいるわけじゃありませんので、何かありましたら、どうぞ。このあたりの議題は、本来なら、きょうの4つの目の議題がなければ、持ち回り審議でやる場所なんです。とってすっ飛ばしていくつもりはございません。

3番目の議題であります。業務実績評価の進め方の改正、これは少しご意見があるんじゃないかと思いますが、これについて審議をいたします。

ところで、傍聴されている方がきょうはいらっしゃるというふうにお聞きしておりますが、国土交通省独立行政法人評価委員会の運営規則第5条によりまして、この次の4番目に出てくる議題の役員退職者の業績勘案率を含めて、ただいまこれから申し上げるこの3番目の議題につきましても非公開となっておりますので、ここで退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

【分科会長】 それでは、3の議題につきまして、事務局から説明を願います。

【事務局】 独立行政法人水資源機構につきましては、昨年4月から第2期中期計画期間に入ったところでございます。この独立行政法人制度のもとでは、各独立行政法人は、毎年度その中期計画の項目に応じた評価項目を定めていただきまして、それに基づきまして、毎年度先生方に評価をしていただくという制度になっております。第1期中期計画につきましては、平成19年度までに終わっておりまして、平成20年度から第2期中期計画が始まっております。昨年3月に先生方のご指導をいただきまして、第2期中期計画を定めたところでございます。この第2期中期計画に基づきまして、まず、平成20年度1年度間の業務が既に行われたところでございます。これにつきまして、今年の夏にその実績評価を先生方をお願いするところでございます。この実績評価につきましては、この当国土交通省の水資源機構分科会と同時に、農林水産省、経済産業省、厚生労働省、それぞれの水資源機構担当の分科会、あるいは部会で同時にご審議いただく内容でございます。

これらにつきましては、国土交通省の分科会につきましては、本日この場でご審議いただき、また、各省の先生方につきましては、それぞれ持ち回り、あるいは集まっていた

いて、本日の議題についてご審議をいただいているところでございます。

【分科会長】 第1期の中期目標の評価が始まる時には、それなりに十分な議論を重ねてスタートはしたわけですが、3年、4年と重ねてまいります間に、少し項目を整理したり、あるいは内容を整合がとれるように整理し直したほうがいいのではないかというような意見が評価とともに出てまいっておりました。そういうことを受けて、次の第2期から改善を図っていこうということで、原案が皆様の議論にかけてあるといたしますか、見ていただいて進めている段階だと、こういうことでございますね。どうぞ。

【事務局】 では、私のほうから、その評価項目の内容につきまして、現段階の（案）についてご説明させていただきたいと思っております。お手元の資料3-1の束の1枚目をめくっていただきまして、右肩に資料3-2というのがございます。これが第1期の中期計画と第2期の中期計画項目との対応でございます。右側が第1期の中期計画項目、左側が第2期の中期計画項目となっております。先生方のご指導をいただきまして、昨年の春にこの第2期の中期計画を作成する際に、この第1期の中期計画の項目から幾つかのものは組みかえたり、あるいは順序を並びかえたりということで、できるだけ水資源機構の業務内容がこの中期計画によく反映できるようにという形で項目立てをさせていただいたところでございます。

次のページの資料3-3というA3縦長の資料があるかと思っております。これは今回第2期の中期計画項目、中期計画にあわせた評価項目の（案）でございます。内容について、かいつまんでご説明をさせていただければと思います。

まず、今回の第2期の中期計画におきましては、第1期と比べますと、まず最初に、水資源機構の独自の業務といたしますか、他の独立行政法人と共通する部分もございますが、まずは水資源機構の独自の業務の内容について、中期計画でまず書いております。その中のまず最初の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置ということがございます。ここが水資源機構の本来提供すべきサービスの中身です。項目といたしまして、まず、計画の中の（1）的確な施設の運用と管理と。左側の計画項目ですと、①安定的な用水の供給、それから、②良質な用水の供給、これにつきまして、合わせてで一つの項目。次に洪水被害の防止または軽減で一つの項目。それから、4番といたしまして、施設機能の維持保全等で一つの項目。次に、（2）でリスクへの的確な対応ということで一つの項目。それから、（3）で計画的な的確な施設の

整備、ここの中身は新築事業、改築事業、特定事業先行調整費制度の活用とありますが、それらにつきましては、水機構の整備の事業は大きくダム系のものと水路系のものがありますので、それらについてダム系のもの、水路系のものとして、それぞれ一項目というふうにしております。環境の保全について1項目。それから、技術力の維持向上と技術支援、これについて1項目。それから、関係機関との連携、水源地域等との連携、これで1項目。それから、(8)で広報・広聴活動の充実で1項目。それから、(9)で内部統制の強化と説明責任の向上で1項目という形で、今の上半分といいますか、大きな固まりの1番の項目について11項目という格好にしております。

それから、次の業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置と。こちらは、各独立行政法人、比較的共通の部分でございます。この中の機動的な組織運営、効率的な業務運営、事務的経費の節減、総人件費改革に伴う人件費の削減、これが1項目。それから、コスト構造改善の推進、事業費の縮減で1項目。それから、適切な資産管理で1項目。その次、予算、収支計画、資金計画、短期借入金限度額、重要な財産の処分等に関する計画、剰余金の使途、これで1項目としております。

それから、最後に、その他業務運営に関する重要事項というのがございまして、施設・設備、人事、積立金の使途、その他必要な事項というのがありますが、この中で(3)の積立金の使途というのがありますが、これにつきましては、第2期中期計画をつくる際に水資源機構が有しているこの積立金をいかに有効に活用して、利水者負担を軽減するか、あるいは必要な調査に使って有益に使うかということが一つの大きな項目でございますので、この7番、その他となっておりますけれども、非常に重要な内容でございますので、これについては、7番は独立した項目ということで、今、申し上げましたところで12番から16番ということにしております。

大きく分けますと、第1の固まりが11項目、2番目の固まりが5項目という形で今回提案させていただいております。ちなみに、第1期のときには、上のほうがおよそ15項目、下のほうが10項目というバランスでございました。これまで5年度間、先生方に評価していただいた中で、やはり本来業務のウエートがもう少し高いほうがいいんではないかというご指摘等々もあり、こういった(案)をつくらせていただいたところでございます。よろしく申し上げます。

【分科会長】 今、説明をいただきましたが、もちろんこれはまだ原案といいますか、

(案)であります。ここに到達するまでに先生方のご意見をいろいろ聞きながら本日こういう形で出てきていると。大きく見ますと、要するに、前は独立行政法人横並びのものが最初に出てきていたわけですね。それに対して、水機構の独自のものをウエートを重くするといいますか、それを一番前のほうへもってくるということと、やはり項目を少し減らしたと。もっと少ないところもあるんですね。25項目で先生方は大変だったと思いますが、あまり減ってないかもしれませんが、16項目に減らし原案として出てきていると、こういうことでございます。どうぞ、ご意見、何なりとおっしゃってください。

【委員】 1点お伺いしたいんですが、先ほど分科会長もおっしゃっていましたが、第1期のときは、独立行政法人の通しで評価表があったわけですね。それが今回は水機構は水機構の独自の評価表をつくっていかうとしているわけですね。独自というんですか。ですから、そういうような通しのものとの整合はどこかでチェックされているのでしょうか。

【事務局】 実は、この独立行政法人、実は、第1期のときも一応それぞれの法人、それぞれの特徴があるんですが、どちらかといいますと、今、ご説明した業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置、このところはもう比較的各法人とも、ともとその計画の項目立ても共通ですし、評価項目も比較的共通ではあったんですけども、第1期の実績ができたところで、それについてはもうそれぞれ独立行政法人として、見るということになっております。

ただ、今回も、一昨年、昨年の独立行政法人の整理合理化計画の中で、特に指摘された項目については、そこはしっかり項目立てが実は独立になっているというふうな格好で、そこは整合がとれるような形にしております。

【委員】 はい、わかりました。

【分科会長】 そのほかにどうぞ。

【委員】 資料の3-3の評価項目で第1期の比較というところで、今回は16に整理していただいたということで、1番というものが前面に出てきて非常にわかりやすくなったのではないかと私も思っております。こういう形でよろしいのではないかと思うのですが、せっかくの機会ですので、少し前を見る目線で、ちょっと1件といいますか、お伺いをさせていただきたいと思えます。

国民に対して提供するサービス、水資源ということで、1番というのはもうほんとうに基本的なことで、リスクもそうだと思うんです。3番もそうだと思うんです。ちょっと4

番の環境の保全というのが、私は、これはこれからもっと前向きに水資源というもの、単にダムだけではなくて、国土の保全という観点からしっかりやっている、要するに、独立行政法人ですよという、そういうアピールの仕方というのが、やはり国民に対してより深い責任を負うものなのではないかと、私は認識しております。

そういう観点から4番を見ますと、どうもまだ何か、何というんでしょうか。私からするとちょっとわからない、不十分ではないかと思うんですね。それで、これはすぐということではないんですが、そういう思いがあるものですから、ちょっと意見を述べさせていただきますと、この、例えば環境の保全という(4)。これは計画の中身のほうで見させていただきますと、何ページになるんでしょうか。4ページですね。この資料3-6の4ページ、そこに環境の保全というふうに書いてありまして、水資源の開発と利用、自然環境の保全と両立を目指すということで、事業実施区域及びその周辺の自然環境と書いてあるんですね。これは、私、どうもわからない。この周辺というのは一体何を意味するのか。で、水資源、ダムは集水区域がございまして、そこから水を集めているわけですが、その水源林がなければ、当然ダムは機能しないわけで、そういうふうを考えますと、相当大きな国土をカバーしているというふうに私は思うわけですが、そういったデータがあるのか。それから、その周辺というのは一体どの地域を意味するのか。

それから、(7)のところには水源地域との連携ということで書いてあるんですが、水源地域、貯水池保全のために森林保全に取り組むとあるんですが、これは一体この周辺地域というふうに読んで書かれたものと、7ページの(7)の2)の貯水池保全のための森林保全という、このエリアの関係というのはどうなるのか。つまり、何かわからないんですね、ぼんやりしていて。何をおやりになるのか。それから、どなたがどういう形で責任を持ってこれを自然環境の保全を行っていらして、それに水資源機構が一体どのような責任においてかかわっていらっしゃるのか。これが何度読みましてもわからないんです。私は、これはとても大事なことだと思いますので、お答えいただける範囲でお答えいただいて、ぜひきちとしたデータ、それから、図面も踏まえて何か提示していただけると、先々とてもいいのではないかと思いますので、ご質問と要望とまぜこぜでございますが、ちょっとお伺いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、どうぞ。

【水資源機構】 水資源機構の理事でございます。

ただいまの委員にご質問にお答えしたいと思います。まず、今後の独立行政法人の水資源機構の進め方につきまして、ほんとうに力強いご助言をいただきましたことにお礼を申し上げたいと思います。

現在どんなことをやっているのかというのをまず2点ほどご紹介したいと思いますが、国土交通省の河川局と一緒にしまして、水辺の国勢調査というのをやっております。これについては、ダムの上流域すべてではございませんけれども、ダム湖の周辺のいろんな状況の調査を進めております。この周辺はどのぐらいの範囲を言うんだということでございますけれども、現在は周辺から300から500メートルの範囲でいろんな調査を進めておりまして、その結果についてはいろんなところで公表しておりますので、また別途先生にご説明申し上げる機会を持ちたいというように考えております。

それから、もう一つどんなことをやっているかというのは、これは、岐阜県にございます徳山ダムというのがございますけれども、徳山ダムについては、その上流域をすべて公有地化しよう、公の公有地化しようということで、国有林、県有林、町有林、いろいろございますけれども、民有地のところを県と一緒に買って買おうということで、全部で買うところは17万7,000ヘクタールございます。今現在のところ7割ぐらいが買えているところでございます。これを全部買えた後、公有地をどう活用していくかということは、またいろいろな先生方のご意見を伺いながら、どういうふうに活用するかというのは決めていきたいと思いますが、そういうようなところで、あまり手の入らないダム上流の森林が残されるような状況にあるということが一つでございます。

いずれにしても、ダムの上流の水源林には多くの関係者がおられます。その方々との協力体制も必要でございますし、今後は、やはり水源林に対して水資源機構が貢献できるような方策について、関係機関、たくさんございますので、そういったところと連携を密にとりながら、国民にアピールできるような知恵を出していきたいというふうに考えておりますので、また、先生方のご指導も今後ともよろしくお願ひしたいなと思っております。

以上でございます。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 よろしいですか。ちょっと、すいません。

大変よくわかりました。300から500というのは随分狭いですね。

それで、徳山ダムの公有地化というのは、大変、私は、大事だと思います。やはり山を守る人がどんどんいなくなってきましたから、下流の受益者の力で上を守る。要するに、相互に、お互いにその恩恵を分かち合わなければいけないわけですから、これはどの程度の水源林に民有地が存在していて、で、どの程度のお金が必要で、どういう問題が出ているのかと。そういうようなことに関して、きちっと機構としてデータなり、調査なり、提示をしていただきたいというふうに私は希望いたします。

最後に、もう一つだけ。この（４）の環境の保全に関しては、下流のことを言っているんですけどね。７番の水源地域との連携というのは、上流のことを言っているんですけど、私は、やはり両方、上流も下流もともに同じだと思うので、何か項目で別々になっているというのは、非常に不思議な気がいたしますので、これも合わせて、次の見直しの際に向かって、もう少し足腰を強くして、この項目を強化していただければと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。大変貴重なご意見で、決して今の理事のね、説明で委員は納得されているようには、僕は受け取っておりません。おっしゃるとおりで、環境の保全というのね、漠たるものがありますね。今、範囲は若干おっしゃったけれども、いろいろ時代も移っていくし、それから、他の関係者との関係もいろいろ出てくるでしょうからね。とはいえ、水資源機構としてどの範囲をどういうようにして扱っていくのかということのを定量的にも、少ししっかりしておくべきではないかという、そういうことを考えていかないといけませんね。

それから、下流と上流のことをおっしゃいましたが、水源地域ですか。これ、沿岸域ということでしたら、海岸の何海里から水源まで全部沿岸域へ入りますからね。そういう観点なんかをもっと入ってもいいのかなと、今の議論を聞きながら感じましたので、また少し工夫してもらいたいと思います。

特に変えなきゃいかんというようではないですね。

【委員】 希望です。希望といいますか、国土管理上、極めて重要なことだと思いますが、どこからもデータは出てこないのではないかと。こちらで出していただくのが非常にいいのではないかと気がいたします。

【分科会長】 わかりました。それでは、そのほかの点についていかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 評価項目を変えていただいたということで、委員の先生方から出されたご意

見やご提案によって、この表の上と下とで、国民に対して提供するサービス、要するに、本来業務そのものと、それから、業務運営の効率化等々ということで、大きく分かれております。第1期では、評価の項目数が、6対4であったのに対し、第2期で7対3ぐらいの項目数の比率に変わったということです。この変更自体は、いいんじゃないかと思っています。

委員がおっしゃいましたように、それでは、時系列の比較をどうするんだという問題もあって、私自身も気にはなりますけれども。一方で、評価というのは、突き詰めると比較です。比較は、時系列の比較と団体間比較がありまして、ほかの独法で同様の業務をやっているのであれば、評価項目の変更は、後者の団体間比較の、比較可能性が失われるということで、かなり慎重に扱う必要があると思いますが、水資源の場合は、比較しようがありません。

団体間比較ができない場合、時系列の比較は、やはり考慮すべきことなんですけれども。機構の本来の業務、時間掛ける人の手間というんでしょうか。それをなるべく反映した評価項目になるのが望ましいんじゃないかということです。ですから、その方向で変えていただいたというのは、本当に、いいことなんじゃないか。まだ、独法になって第2期目ですから、どんどん現状にフィットした形で評価項目をより適切に変えるという、まだその時期でいいんじゃないかというふうに理解しました。

この制度にのっついていけば、そこまでの話ということになるかと思いますが、例えば第2期でも、第1期でもいいんですが、その評価項目を達成する上で、例えば本社、支社の関係を考慮する必要があると思います。要するに、独法は本省に対して支社の立場であるわけですから。支社としての意思決定、あるいは実施において、100%責任を負ってできる部分と、そうではなくて、例えば、ある意思決定は、本来、本社でやらねばうまく行かないはずのもので、その結果も本社が負うべきものです。その影響を受けた独法が、負える責任は例えば何%かの範囲内だけであって、その限りで頑張っている。そういう状況も多々あるんじゃないかと思います。

ですので、例えばこれはある地方自治体、東海市なんかでやったことなんですけれども、その項目を担うパーセンテージを出します。本来、この目標をきちんと達成しようと思ったら、誰がどの程度担い得るかということがわかると、例えば、こちらは4割担っている、あと6割は例えば本社の方の責任だというふうにある程度わかれば、ああ、その4割の中

でこれだけやって下さったんだ。じゃあ、本来変えるべきところは他のところなんだなという、本来の評価ができるかと思うんですけれども。そこまではちょっと、そういう制度にはなってごさいませんので、今後変わるかどうかわかりませんが。とにかく、このご提案の限りではいいんじゃないかなというふうに見させていただきました。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。今のご意見もね、これもいずれ、もうちょっと明確にしていけないといけない段階にきてますね。スタートしたときは、本社中心、独法そのものの横並びというのがずっとありましたけど、今回もね、次の議題に出てきますように、いろんな支社とか、あるいは出張所とか、そういうところでの業務と本社の業務を単に連携が悪かったと、コミュニケーションが悪かったというようなことだけでは済まされない、済ましてはいけないと。そういうことであるならば、本社の担当者が毎日、支社へ走り回って見てこなればいけないのかとか。これは各企業の取締役会でも同じことですけどね。そういうような責任のウエートといいますか、そういったことにも踏み込んでいくべきだろうというご意見だと伺いました。そうでないと、支部で、あるいは出張所で働いている人の気持ちがエンカレッジされませんね。あんまり雑談はしませんが、今、どうなっているか知りませんが、かつて、高速道路なんかも、雨が降っているときにね、ゲートを閉めるか、あけたままにしておくかというのは大問題で、私も、そのマニュアルづくり、随分やりました。たまたま斜面が滑ったりして、何か事故が起こりますと、現場の出張所の所長の責任に全部なってくるというような問題なんかがありました。かつての問題ですけど、だんだんそういうものは改善されていけないといけない。分科会長がとやかく言うのはちょっとおかしいですが。前向きなご意見をいただいたと思います。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 先ほど委員が私の言いたいことをほとんど言ってくれたんで、これからまた言うとしつこくなるんですが、ちょっとつけ加えたいと思います。

私の認識では、ダムなんかつくるときに、反対されるほとんどの意見というのは、環境を破壊するということになっていると思います。その環境を破壊するという意見はもう2つに集約できまして、1つは、ダムが上下の環境の分断化をする。もう一つは、ダムが流況なり、流量を変えてしまうという、この2つに尽きると思うんですが、先ほど委員がおっしゃったように、環境の保全といっても非常に漠とした書き方であって、そういう一体

国民の反対意見にどのように答えて、どのように自分たちで評価していくのかというのをもう少し具体的に書き入れていただきたいというのが委員の希望だったんじゃないかと、僕は思います。

もう一つ、水資源機構のほうから説明のあったいい例として徳山があるんですが、徳山の例なんていうのはもう例外中の例外であって、じゃあ、全国の機構のダムを見たときに、ああいうふうになっているかといったら、さっきお嘆きになったように、300メートルか400メートルぐらい範囲の中のことにとどまっているんで、徳山は新しくつくったから、ああいう特別なことが思い切ってできるんですが、できているものに対しては、もうほとんどやりようがないという、手詰まりになっているというのが今の状況ではないかと思えます。

ぜひだんだんダムもつくられるという時代から管理という時代に入っていますので、既製のできているダムでも、徳山と同じような手厚い水源なり、環境の保全がしていけるようにぜひご配慮いただければと思います。そのためにも、やっぱり委員がおっしゃったように、徳山で何が起きているのかといういいことはもう少し積極的に世に出して、そして、その上でほかのところなぜできないのかということをお考えいただければ、非常に未来に向けて明るいなじゃないかと思うんですが、以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。もうつけ加えることはないと思います。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ただいまは、大変よい改善の方向へのご意見をいただいたと思います。こういうものは、改むるにはばかるなから、よい方向に向かって常に進化性をもって改善していくということで、本日のご意見を生かしていただくと、生かして進めていくということで、委員の皆様方、一応この原案としては、これでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、本分科会としては、この原案でよろしいということにさせていただきます。

なお、ご承知のように、これは、私どもの分科会だけでは済みません。厚労と農水と経産省がありますので、この他の分科会におきまして、どういう意見が出てくるか、予想がつきにくいところがあります。もし異なる意見が出てまいりましたら、4つの分科会の取りまとめに関しましては、分科会長の私にご一任いただくというのでよろしゅうござい

すか。どういようにしたかということは、もちろん先生方に後ほどお知らせをさせていただくということで、お任せいただければありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、そういうようにこの問題は処置をさせていただきます。

それでは、次の議題に移ってよろしいか。

次の議題は、重い議題ではございますが、役員退職者の業績勘案率について、議題の(4)であります。これにつきまして、まず、事務局から、再審議の趣旨といいますかね、そういったものを含めて説明をいただきたいと思います。

【事務局】 先生方、本日、お時間をとっていただきまして、ありがとうございます。実は、昨年8月8日に例年の年度評価の合同会議の後に、独立行政法人国土交通省の水資源分科会を開催させていただきまして、その際に一度ご審議いただいた内容でございます。退職役員に係る業績勘案率の案件でございます。

お手元のこの議題、資料4というシリーズでございます。お手元の、まず、資料を確認させていただきたいと思います。一枚紙で資料4-1-1という1枚、それから、4-1-2という1枚、それから、4-1-3という1枚、それから、4-1-4とホチキスどめの資料がございます。それから、4-1-5という1枚、それから、4-1-6という1枚がございます。それから、4-1-7という一枚紙、それから、4-1-8という一枚紙がございます。

次に、赤い公印がついております資料4-2-1というものがございます。実は、昨年の7月24日に水資源機構のほうから、国交省の評価委員会に対して、その前までに退職をされました2人の理事の業績勘案率についての申請が上がってきたところでございます。これは、昨年の7月24日に上がってまいりまして、これにつきまして、昨年の8月8日の水資源機構分科会の場におきましてご議論をいただいたところでございます。昨年ご議論いただいた際には、実は、その当時ご議論いただく際の尺度といいますか、基準といたしましては、先ほど一連見ていただきました資料の中の、右肩に資料4-1-3というのがございます。

これは平成17年の3月23日に国交省の独立行政法人の評価委員会で定めたところでございます。そこにこの一枚紙の表の「1.」に基本的考え方というのがございます。役員

退職金に係る業績勘案率は、国家公務員並みとする基本的考え方を踏まえ、1.0を基本として評価委員会が決定するというふうに書いてございます。次に、この紙の、今の紙の裏面を見ていただきますと、「3.」で業績勘案率の決定方法。まず、法人の業績と退職役員の個人的な業績を踏まえて、以下により決定するという形になっております。法人の業績についてまず決めて、その後、(2)で退職役員の個人的な業績について決めると。退職役員の個人の実績に応じて、増減の幅を算出する。個人的な業績は、法人の業績と比較して付随的なものであることを考慮し、増減の幅は0.2を目安とすると書いてあります。増減の幅を設ける場合には、過去の役員の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって説明できなければならない。特にその差は、役員任期中における法人役員の固有の業務に関する個人的な業績でなければならないということが書いてございます。

昨年、水資源機構のほうからは、この規定にのっとった形で、この資料4-2-1の申請書が上がってきております。その中では、法人の、ちょっとこの資料4-2-1をめくっていただきますと、お2人の方がございます。別紙1が●●さんという方、別紙2が●●さんという方についてでございます。これらにつきまして、まず、それぞれについて、法人の業績による勘案率は1.0と。これは毎年の年度評価の際の先生方からの評価の結果を引用しております。その後、個人業績、いろいろ書いてございますが、ただ、先ほどのほんとうに個人的な業績でなければならないというところにかんがみ、あえて数字を変えるほどの大きな要素ではないという扱いで、水資源機構のほうで資料をつくられております。別紙2の●●さんについても同様でございます。こういう資料に基づきまして、昨年、ご審議をいただいて、この分科会におきまして、お2人につきまして、おおむね1.0でよろしかろうというご審議結果をいただいたところでございます。それに基づきまして、その後、8月の下旬に国交省の評価委員会の委員長のご了解をいただいているところでございます。

ただ、その後、今年の2月になりまして、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の国土交通省担当のワーキンググループから、この退職役員の業績勘案率を1.0とすることについて、かつて水資源機構においてありました徳山ダムに関する不適切事案について、具体的な材料として議論しているのかという疑問が提示されたということがございます。

それと、ちょっとお手元の資料、少し後ろのほうを見ていただきまして、お手元の資料で右肩に資料4-1-8取扱注意、分科会限りというのがありますが、実は、最近ほかの

独立行政法人におきまして、いわゆる不適切事案等々に起因して、結果的に役員の退職金の業績勘案率が1ではなくて、引き下げられた例というのが幾つかございます。そういった幾つかの事例が積み重なってきたことから、ごくごくつい最近なんですけれども、今年の3月30日に、お手元の資料の4-1-4というものが総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会のほうから、各省の評価委員会に対してこの役員の業績勘案率を考える際の考え方といいますか、につきまして参考として提示されたところでございます。

これを受けまして、国交省の全体の評価委員会の委員長のほうから、国交省内の各法人の担当の分科会に対して、右肩、資料4-1-5と書いてあります資料の裏面でございます。裏面の一番下のほうでございます。漢数字の二というのがありまして、昨今の独立行政法人の不祥事をめぐる世論等にかんがみ、総務省の政・独委は、不適切事案がある場合には業績勘案率を下げるべきとの考えをもっていると見受けられることから、各分科会において業績勘案率の決定を行う場合には、当該担当役員在任中の業績とともに不祥事事案（仮にある場合）についても吟味し、慎重に決定することとするというペーパーがきているところでございます。

これらのことがございましたので、先生方にほんとうに、まことに申しわけないんですけれども、本日、再度このお2人の退職役員の業績勘案率につきまして、少しこれらの点にもかんがみまして、詳細な資料を整えまして、ご審議をいただくものでございます。

【分科会長】 今、経過を説明いただいたとおりであります。私も、この8月の8日でしたか、分科会ね。そのときの議事録とか、そういったものを全部もう一度きちんと読み直してきました。要するに、今、事務局から説明がありましたように、先ほどの4-2-1でしたか、7月24日付で、我々の委員会のほうに、業績勘案率1.0ということで申請があったというのが最初ですね。それを受けて、私どもは8月8日の分科会で随分いろんな議論をしております。結論的には、この勘案率1.0でよかろうという、その了承をしているというのが2番目の事実です。

で、それを、私の名前で今度は国交省全体の委員会の委員長のもとに上申したと。それに対して委員長は了承をされたと、こういう事実があるわけですね。そこまでが、いわば第1ラウンドです。去年の8月の末日までの第1ラウンドなんです、9月ぐらいに入りまして、政・独委と言っておりますね、政策評価・独立行政法人評価委員会ですね。総務省の中に置かれている、これがどっちが上とか、下とかいうのはありませんが、先方のほ

うは、上位の評価機関だというお考えをお持ちだと思いますが、そこから、1.0ということをお我々の委員会が結論を出したようだけれども、それは、徳山ダムの不適切事案をきちんと勘案したのかどうかということが、出てきたと。

そこから、国交省と、総務省との間でいろんな話し合いが行われたところ、今度は、政・独委のほうから1.0というのは妥当ではないのではないかというようなニュアンスのことが出てきていると。そういうような状況になりますと、もう一度我々の委員会、つまり、去年の8月の8日の委員会でデータとか、資料を上げて議論をしていなかった部分、新しい情報のようなものですね。そういったものも含めて、再度審議をせざるを得ないという状況になってきたと。流れはそんなことでございます。

そういうことで、大変ご苦勞でございますが、きょう、また時間をかけてこの問題に対して決着をつけていかなければならないということでもあります。

それでは、そういう流れですので、おわかりにくい点がありましたら、また幾らでもご発言いただければよろしい。いずれにしましても、再審議をせざるを得ないという状況になりましたので、これから行うわけですが、まずは、水資源機構から何か発言がありましたら、先に発言をお願いいたします。

【水資源機構】 それでは、私のほうから発言させていただきます。

両理事の業績勘案率につきましては、昨年7月に申請をいたしまして、その後の経過は、今、お話がありましたとおりでございます。もとより、私どもは評価を受ける立場でございます。本日は、法人業績と個人業績につきましては、追加的に資料を提出、ご説明させていただきます。本日の審議を通じまして、適切な結論を出していただけるようお願いしております。

以上でございます。

【分科会長】 それでは、まず、業績勘案率に関する規定などについてご説明いただくんですか、事務局、これからもう一度。はい、それでは、政策評価企画官から簡潔によろしくお願いいたします。

【政策評価企画官】 国土交通省の独立行政法人、評価全般を担当しております政策評価官室の企画官でございます。

私のほうから、この資料4-1-1の以降、この種々の諸規程等につきまして、簡潔にご説明をさせていただきます。

まず、4-1-1の1の(2)でございます。業績勘案率の決定に当たっては、あらかじめ総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に通知をします。この総務省の委員会は、各省の独立行政法人評価委員会に対して意見が述べることができる。これがそもそもの制度の前提となっております。

1枚めくっていただきまして、資料4-1-2でございますが、これが総務省の独立行政法人評価の委員会が各省に示しております業績勘案率に関する基本的な方針でございます。「1.」で1.0を基本とするということ。「2.」におきまして、①から⑨まで列記しておりますが、この9つの観点から厳しく検討を行うということが決定されております。これを受けまして、次の資料4-1-3でございますが、国土交通省の独立行政法人評価委員会としての業績勘案率についての取扱方針というものを決定しているところでございます。先ほどの総務省の方針と同様、1.0を基本とすると。2番でその手続、3番で具体的な中身ということで、(2)につきましては、先ほど事務局からご説明をいたしましたように、過去の役員の通常業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって説明できなければならないということにしております。

次の資料4-1-4でございます。これが先ほどの説明の中でありました最近出された文書ということで、これは、本年の3月30日に総務省のほうの独立行政法人評価分科会の分科会長名で各府省の独立行政法人の評価委員会委員長あてに出された文書でございます。この文書の性質でございますが、真ん中あたりに記載がございますが、これまで500件余りの事例蓄積が見られると。当然その過程では、4-1-8に出てきましたが、個々の不祥事案などがあって、各省との間でいろいろと総務省とやりとりがなされているというプロセスもございます。こういったことを踏まえて、より詳細な考え方、その都度その都度ではなく、ある程度統一的な基準、考え方を示してくれないかということをもとめて各省側の意見というものもありまして、こういったことを踏まえまして、これまでの政・独委の意見実績を踏まえて、考え方、あるいは検討手順というものを改めて確認をしたということで、まさに今、補足説明と、16年の基準についての補足説明、考え方の明確化をする文書ということで、本年に3月に発出をされております。この中で、各府省の評価に当たりまして、この補足説明の考え方というものを参考にされたいということで文書が出されております。

具体的な中身でございます。何カ所かございますが、関係するところに絞ってご説明を

させていただきます。

まず、1枚めくっていただきまして、(別添1)となっております。これの左半分が16年7月に定められました文書です。その右に○で書いてあるのがその補足説明と具体的な考え方ということで、下の2番のところの最初の○でございますが、本文では、いろいろ厳格な検討が求められる場合には、以下の観点から厳しく検討を行うと。ここの厳格な検討が求められるということに関しまして、最初の○の3行目以降でございますが、国の独立行政法人に対する国民の批判、期待を十分に踏まえて慎重な検討が要する場合を示そうとしたものであると。したがって、1.0を超える場合などというのは、これは限定列举ではなく、それ以外に厳格な検討が求められる場合としては、例えば退職役員の在職期間に係る法人等の業績が良好でない場合、あるいは退職役員の職責の範囲内において不適切な業務運営が行われた場合と、こういった場合には厳格な検討が求められる場合に該当するというふうに述べられております。

少し飛びまして、次、⑧のところでございます。2つ目の○でございますが、不祥事、事故等が起こった場合の事後処理、あるいは再発防止策ということは、通常理事長、理事、監事等の職責の範囲内であると。したがって、不祥事や事故等の発生に係る職責に応じた減算がなされるべき場合に、通常の事後処理が行われたことでは減算分を相殺するには至らないと考えるというふうに述べられております。

これをさらに具体化しましたのが、その次に出てまいります(別添2)のこのフローチャートに基づくチェック手順、これに基づいてチェックをせよということでございます。1枚目、2枚目、ステージ1、ステージ2とございますが、これは法人全体の業績についてどう評価するかということですので、今回あまり関係ございませんので、省略をいたしまして、次のステージ3と、ここからがその個人の業績をどう判断するかということです。

まず、I、ローマ数字でIと書いてあるところ、これはプラスにする、加算要因があるかどうかということですので。まず、ここは判断をします。次に、IIのところ、真ん中あたりの緑の菱形でございますが、役員の職責に係る事項に関し、減算要因がないと認められるかと、ここをチェックをせよと。この注意書きとしまして、右に※8というのがございます。「減算要因」としては、一般的には、業績の著しい悪化、業務の不適切処理、職員の不祥事と、ひいてはそれらによる法人の信用の失墜等ということであるというふうに述べられております。これらの減算要因に該当する場合に、下におきまして、この9のと

ころの菱形でございますが、減算すべきでない特段の事情があれば減算せずですが、特段の事情がない場合には減算をするということになります。それについての補足説明が右下の※9でございます。「特段の事情」とは、通常の原因分析と再発防止では足りない、（それは当然の責務であると）。そういった不祥事等を機会に法人業務の抜本的な見直しなどを行い、効率を格段に改善した場合、不祥事時点での一時的な自主返納ではなく、法人としての報酬を減額改定したような場合がこれに当たると。裏を返せば、こういったことがない限りは減算すべきということになるということが示されております。そして、これではじいた業績勘案率と各府省から通知された業績勘案率が一致していない場合、このフローに従って減算すべきであるにもかかわらず、減算が行われていないというような場合には、総務省のこの政策評価・独立行政法人評価委員会として各府省評価委員会に意見を述べるということがこのフローでございます。

続きまして、またもう一枚めくっていただきまして、次の資料4-1-5でございますが、これは、毎年具体的な各年度の評価につきまして、各分科会の本委員会でございますが、国交省の独立行政法人評価委員会より委員長名で、各分科会長あて出ささせていただいている文書でございます。めくっていただきまして、裏の「4.」の漢数字「二.」役員の退職金に係る業績勘案率への対応についてということで、これ、先ほど事務局が読み上げられましたとおり、不祥事事案については、吟味して慎重に決定をするということで、基本的には、この先ほどご説明しました3月30日の政・独委の補足説明というものを十分考慮して、各分科会においてはご対応をいただきたいということを、親委員会として各分科会にお願いをしているところでございます。

以上でございます。

【分科会長】 ただいまの説明に事務的な、内容じゃなくて、事務的な何かご質問がございましたら、先にお受けいたしますが、よろしいでしょうか。

大体、私も決して愉快じゃないんですよ。大体がですよ、我々がこの問題を決定したのは去年の8月の8日でありまして、一方、今回の問題で非常に重要な意味合いを持っているこの4-1-4という通達ですね。これが今年の3月30日付であるということ。しかも、その一番下にこれを”参考にしろ”ということが書いてある。”参考にしろ”ということとは、どういうことかということですか、こういう上位官庁にあるところのものが。それに対して、4-1-5で、委員長が、これ、やむを得ずですか、慎重にやれというようなも

のを出している。つまり、私なんか、国立大学の評価を10年以上前からその中心でやってまいりましたがね、評価項目、評価尺度というのは、もちろん事前に明確に提示されてなければならぬわけでありまして。そういう点、委員諸君もじくじたるものがあるかと思いますが、しかしながら、そうであっても、こういうことが上位の評価委員会から出てきているということ、あるいはそれを受けて、国交省全体の委員長が慎重に検討しろということが出ている限り、この分科会としてそれを無視できないと、こういう状況でございます。

そういうことでありますので、分科会長があんまり言っちゃいけません、決して私、感情的に言っているわけじゃなくて、淡々と申し上げているわけですが。

それでは、内容について入っていきたいと思いますけれども、まず、資料4-1-3ですね。4-1-3、これ、国交省所管独立行政法人の役員退職金に係る勘案率で、平成17年の3月23日付のものでございますけれども、この業績勘案率は、法人の業績による勘案率と個人的な業績による増減の幅を合わせたものにするということを決めているわけです。これは、先ほど事務局から説明のあったとおりであります。法人全体の評価と個人の評価を合わせて評価するんですよ。これはもう3年も前のことですから、我々、了解していることです。

それでは、まず、今回の審議の対象となっております退職役員は●●氏と●●氏でございますが、まずは、法人の業績による勘案率について、このお2人、一括して審議、確認をいたしたいと思っております。私どものこの分科会に対して提出された申請内容について、これは新しい資料になろうかと思っておりますので、水資源機構から説明をお願いします。

【水資源機構】 それでは、私のほうから説明させていただきます。資料は4-2-2を使わせていただきます。

あと、それから、後ろのほうに資料4-2-5と4-2-6とございますのは、参考資料としまして、当時の具体的な業務実績評価調書をつけてございますが、これは参考でございます。

資料4-2-2につきましては、事前に配付しておりますので、かいつまんでご説明をさせていただきます。

●●理事、●●理事の任期は、そこに書いてある期間のとおりでございます、平成15年度から平成19年度までに関係してございます。資料4-2-2の裏面をごらんくだ

さいませ。これが当分科会において行われました評価の一覧表でございますけれども、私ども、どの年度も順調という総合評価をいただいておりますが、徳山ダムの不適切事案がありましたのは平成16年度と18年度でございます。そこにちょっと色が変わっている評価項目がございますけれども、例えば平成16年度でございますと、「1.」の機動的な組織運営、さらに、「2.」の(1)の計画的で的確な事業の実施といったようなところで、点が赤く色が変わっておりますが、ここが徳山ダムの不適切事案について当分科会におきまして議論されましてつけられた点数でございます。いずれも評価の点数としては、低い点数がついてございますけれども、こういう徳山ダムの不適切事案につきましても、十分当分科会で議論されまして、なお、全体の評価といたしまして、順調ということだったというふうに理解をしております。

最初のページに戻っていただきますと、それを総括的に整理した表でございますけれども、私どもとしましては、この不適切事案の問題につきましても、当分科会に十分ご説明をして、ご審議をいただいた結果の業績実績評価であったというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

【分科会長】 それでは、ただいまの水資源機構の説明について、何かご質問とか、ご意見、ございますでしょうか。これは、あくまでも法人全体、法人の業績に対するということでございますが。特にございませんでしょうか。

それでは、法人全体としては順調ということで、4-2-2という資料で、私ども、随分議論しましたね。特殊な事例に対して、1というような点数をつけるべきなのかどうかとか、あるいはベストを尽くして全力を挙げてやった結果、正常にいったというのは、4じゃなくて、3でいいのかとか。現場のこともいろいろやりながら、こういう結果にきているわけですね。ですから、多分この点については皆様にもご異論はないと、私は事前に思っておりましたが、特にないようでございますので、●●氏と●●氏に係る水資源機構としての法人の業績による勘案率については、1.0とさせていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、異議なしというようにさせていただきます。国交省の独立行政法人評価委員会ですね。委員会へ報告をこの分科会としてしな

ければなりませんので、それについては、理由を添えて報告をしなければなりません。今のこの資料4-2-2というようなもの等々は一つの資料でございますけれども、こういうものの取りまとめに関しましては、分科会長の私にご一任いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、そういうようにさせていただきます。

それでは、その次、個人業績のほうへ入りたいと思いますが、先ほど私が少ししゃべった中で不穏当であったかなと思って反省している点がありますので、一つ申し上げておきますが、政・独委のほうも、もちろん時期的な問題とか、そういうものに対するいろいろご議論もあったんだろうと思うんですが、世の中は動いておりますので、国民の皆様方のお気持ちとか、感情とか、そういったものも考えた上で、先ほどの3月末になつての文書が出てきたものであると、まあ、好意的に解釈しておかなければならんと、そのように思っております。

それでは、次に、退職役員の個人的な業績について、お一人ずつ議論をしてまいります。まずは、●●氏の個人業績について、水資源機構より説明をしてください。

ただ、この場合、昨年7月、先ほどから申し上げております昨年7月に提出された申請書のときには抜けていた情報とか、不適切事案にかかわる個人の職責等について重点的に説明をしていただければありがたいと思いますが、よろしくお願いします。

【水資源機構】 それでは、お手元の資料4-2-3と4-2-4でご説明をさせていただきます。

まず、資料4-2-3でございます。●●理事と●●理事の在任期間とそのときの担当でございます。●●理事は、平成16年の7月から19年の6月まででございますが、その間財務部と用地部の担当でございます。割り振りはその表のとおりでございます。また、●●氏は、監事と理事の仕事をそれぞれされておまして、平成15年の6月1日から16年の6月30日までが監事、16年の7月1日から20年の3月31日までが理事でございますけれども、それぞれの部の担当は、その表のとおりでございます。

次に、職責についてでございますが、法律上は、そこに書いてありますとおり、理事は、理事長の定めるところにより理事長を補佐して機構の業務を掌理するとなっております。次のページでございますが、機構のほうで定めておりますものがこの規程でございます。16年の9月1日時点のものと18年の8月1日時点のものをもってきております。

が、3条は変わりはありませんで、4条の分担のところが違うということでございます。3条に理事の職務と権限がありますけれども、2項が色が変わってございますけれども、理事は、担当理事として、機構の業務の一部を分担管理し、その所掌事務に関して職員を指揮監督するというのが2項にございまして、4条がその分担を書いているところでございます。例えば16年9月1日のものでございますと、●●理事は財務部と用地部、●●理事は、管理事業部と利根川水系、荒川水系ということになっているわけでございます。このように分担を決めてございます。

そこで、かなり関係します部分が用地部とダム事業部だと思いますので、用地部とダム事業部というのはどういうふうな業務を担当しているかというのを組織規程から抜粋したものが3ページでございます。

まず、用地部でございますけれども、一号から十五号までございますけれども、基本的には、土地とか、建物とか、権利などに関する補償の業務に関するところでございます。また、ダム事業部の担当業務でございますが、もちろんダムに関しては全体的に担当するわけでございますが、その中で一号から十一号、ごらんになってわかりますように、多目的ダムとか、堰といった特定施設の建設工事の設計でございまして、測量調査、積算といったようなことでございまして、工事に関することというのが中心でございます。一応在任期間と職責につきましての資料が4-2-3でございます。

続きまして、●●氏の個人業績に入る前に、2つの不適切事案というのにつきまして、簡単にご説明いたします。資料4-2-4でございます。

まず、平成16年の秋にございました徳山ダムの土地取得等に関する不適切事案でございます。これは、16年の10月22日に当時の建設所の所長と技術の担当の副所長が、既に補償が行われている土地につきまして、地元の要望にこたえる形で1,500万円の上乗せの支払いを受け入れたと。しかも、そのお金につきまして、当時の副所長がダムの堤体の建設工事企業体に金銭面の対応を依頼しまして、そこから1,500万円の協力金を受け取って、地元の管理会に手渡したと。その経緯につきましては、新聞報道により明らかになりまして、直ちに機構の監事が監査をいたしまして、1月の17日に結果を報告、公表を行ったと。28日には、国土交通大臣より機構に対して、文書厳重注意ということが行われております。

関係者の処分でございまして、役員につきましては、理事長が大臣からの文書厳

重注意、それから、職員いろいろございますけれども、現場の職員、徳山ダムの所長と副所長が減給処分を受けておりました、そのほか本社、支社の監督責任者が訓告、文書注意といったような処分を受けてございます。この際には、理事は、●●理事、●●理事とも処分の対象とはなっておりません。それから、再発防止策につきましては、いろいろなことをその下に参考として掲げさせていただいております。

続きまして、次のページ、裏でございます。もう1件、平成18年の9月にございました索道補償にかかわる不適切事案でございます。これは、徳山ダム建設所の用地課長とその下の職員でございますが、この2人が、索道、ケーブルでございますけれども、の補償要求に関しましては、この索道に対しては補償対象にしないということを建設所で決めてあったのですが、9月の21日に決裁が未了のまま、公印管理者の認印を受けることなく、公印を押した補償契約書を準備して、建設所におきまして、地元関係者と補償契約を締結したと。補償金額は786万ほどのものでございます。さらに、この2人は、22日に、前日に結びました補償契約につきまして、日付を9月5日にさかのぼって契約等の決議書をつくった。さらに、9月の26日に、以前に決裁を受けておりました別件の施行伺い起案書の書類を本件索道を補償対象として追加した、差しかえたというものでございます。さらに、徳山ダム建設所の経理担当職員2名が支出決議書の決裁が未了のまま支払い手続を進め、地元関係者に9月29日にお金を支払ったというものでございます。本件は、本社内で疑義が生じまして、29日から監事が監査を緊急に行いまして、10月18日に機構としててんまつを公表し、10月の18日に国土交通大臣から理事長に対して、文書厳重注意が行われたというものでございます。

関係者の処分につきましては、理事長は、今、申し上げたとおりでございますが、副理事長と理事5名につきましては、本社と事務所との間で適切な連携がとれていなかったということに対する包括的な責任として、文書厳重注意がされております。また、職員に対しましては、一番下の第一用地課長と第一用地課の、これが行為者でございますけれども、停職処分1カ月ということでございます。本社のダム事業部長、用地部長については文書厳重注意、その他、本社、支社、現場のそれぞれの上司に対しまして、しかるべき監督責任を問っているものでございます。

この際、理事が5名とも文書注意になった理由でございますけれども、これは、その一つ前、先ほどの16年の秋の不適切事案を受けまして、副理事長及び理事が全事業所の総

点検を行って再発防止に努めてきたにもかかわらず、またこういうことが起こったということで、本社と事務所の間で適切な連携をとることができなかったということに対する包括的な責任として、文書注意を行ったものでございまして、担当理事の職責として注意したものではないということでございます。

再発防止策につきましては、3ページに書いてあるようなことをやっております。

それでは、4ページでございますが、●●氏の今回の不適切事案への関係についてご説明をいたします。

まず1点目の16年の秋の不適切事案でございます。当時理事としての担当は、補償を担当しております用地部と財務部でございました。本件が不適切でありましたのは、発注者の立場にある者が、受注者に対して金銭面での対応を依頼した。機構からの支出ではなかったとはいえ、外形的に機構からの支出と見られるような形でお金を払ったということですが、いずれも補償に関するということでございます。また、個人的に申しますと、●●氏が個別の用地補償案件に関して、この本件につきましては、現地事務所が本社、支社に知らせず、独断で処理したものでございまして、本社役員としてこの事案を知り、是正に向けて指導することは困難であったというふうに考えております。理事に対しては特段の処分が行われておりません。

それから、2つ目の索道補償に関しましては、当時理事としての担当は、補償を所掌する用地部の担当でございました。本件の不適切事案は、関係文書の決裁が未了のまま、もしくは一部を差しかえて契約・支出行為がされたということでございますが、いずれも索道の補償に関する不適切事案でございます。本社としては、補償対象としないということをご指導して、建設所も同じ方針でありましたけれども、担当職員が独断で手続を無視して行ったということございまして、本社の役員として、事前に知り、是正に向け指導することは困難であったと考えております。本件は、本社からの指示におきまして発覚したという経緯もございます。本件における文書注意は、先ほど申し上げましたように、担当理事の監督責任に対して行ったものではございません。

一応、次のページの5ページには、主要な業績でプラスの部分も書いてございますけれども、ここにつきましては、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

【分科会長】 時間が迫ってはきますが、大事な問題です。ただいま、●●さんの職責、

それから、徳山の不適切事案、これについては、昨年の7月の申請のときには出ておりませんでしたので、これらがきょうの新しい情報ということになります。こういうことをもとにいたしまして、先ほどの資料4-1-4、政・独委から”参考にすべし”と出てきた、その中にあります勘案率の減算要因、つまり、退職金を差し引く、その要因に当たるかどうかということについて、まず、ご議論をいただきたいと、このように思っております。

業績勘案率については、おのずからそれに当たる当たらないということによって、次のステップで議論して決めていただくということになります。

それでは、まず、どなたからでも結構でございます。ただいまの説明のもと、考えられまして、これは、政・独委が言われる減算の、減算って言うらしいですね。減ると算出の算と書くらしいですが、減算の要因に当たるかどうかということ。もっと具体的に言えば、ほかにもまた出てくると思いますが、1.0が基準ですから、それを引いたような値にするかどうかと。それに相当するかどうかということについてご意見をいただきたいと。どうぞ、どなたからでもおっしゃってください。はい、どうぞ。

【委員】 1つ質問させてください。

この政・独委の文書ですね。この全体を見ると、日本赤十字社とか、何ですか。ちょっと話、省略しますね。それらを除くとあるんですが、例えば例外になっている日本放送協会の職員がニュース報道から知り得た話をもとにね、インサイダー取引によって巨額の不労所得を得ていたって、こういう場合にNHKの役員の退職金に対して、どの程度のものが払われたのかね。こういうもの、そういう、いわゆるほかにある前例に照らしてどうなのかということをちょっと少し知りたいと思ひまして、この独法とはちょっと違いますけど、たまたま適用除外の除くの入っている日本放送協会の例についてどういうふうになっているのかって、もしわかれば教えていただけますか。

【分科会長】 いかがですか。今、NHKのことが出ましたけど、その他のことについて。

【政策評価企画官】 基本的に、すみません。NHKは独立行政法人でないために、この閣議決定の対象からも除かれておりまして、すみません。こちらでは把握しておりません。

【分科会長】 把握してないそうです。

【委員】 要するに、判断するときに、必ずしもNHKでなくてもいいんですけど、私
がもといたある新聞社で、営業の職員が一人、やっぱりそういうインサイダーに属するこ
とをやったばかりに、そのときは役員が辞職しました。まあ、たまたま。で、辞職はし
たものの、その人の退職金の算定にまでそのことが加わったということにはならなかった
かと思います。で、同時に、その後、当時の社長以下、個別に全て、ちょうど今回の水機
構の例と同様に、トップみずから出先まで全部回って個々の職員と話し合うなど、相当の
事後フォロー措置をとったと。しかしながら、そのことで後で担当役員の、過去に担当し
ていた役員の退職金にまでさかのぼってね、そういうことを遡及請求したという例は民間
ではあまり聞かないなと思うんですが、その辺、何か民間の事例についてそちらで、事務
局でご存じのことがあれば教えていただければと思います。

【分科会長】 いかがでしょうか。

【政策評価企画官】 民間事例というのは特に収集しておりませんが、そもそも民間と
独立行政法人はもともと根拠法も違っておりますし、基本的には、民間については、最終
的には株主総会なり、そういったところで決定される事項ということで、その法的なそも
そもの位置づけが違っておりますので、もともと違うところかなと思っておりますが、す
いません。特に民間事例というものをこちらで収集しているということではございません。

【委員】 いや、私が言ったのは、別に民間に準拠しようという話じゃなくて、要する
に、社会常識って何なのというところを少しご議論いただきたいためにそういうふうな質
問したという事情でして、承知してないなら、それで結構です。

【分科会長】 一応それでよろしいでしょうか。

私も、自分の事例を申し上げたいことはあるんですが、ほかに。各委員、これ、大事な
ことですので、どうぞ、ご発言ください。

要するに、まずは、この資料4-1-4というので言っているわけですね。ちゃん
とその不適切事案を勘案して参考にすべしと書いてありますが、勘案してもう一遍再検討
しなさいと言っているわけですね。それに対して、委員長からも再審議すべしという
ことを言っているわけですね。それで、今、●●さんの職責というもの、そういうも
のに関連してということですから、職責とこの補償関係の問題、それが不適切事案と関係
しているわけですから、それとの関係の説明がありまして、そういうことを兼ね合わせた
場合に、減算する要因になっているかどうかということをもまず言ってほしいと、こういう

ことです。

【委員】 非常につまらない質問なんですけど、その上げるときに、これはもう組織のものじゃなくて、個人の業績だということをもものすごくこだわっていますよね。下げるときは、これはこだわらないんですかね、それに。書いてないみたいな感じなんですけれど。

もう一つわからないのは、そんな個人的な業績で何があるんですかね。組織人としていた場合に、これはもう組織がやったんじゃないんで、その理事が個人的にやったことだなんてもの、あり得ないんじゃないんですかね。そうすると、もう上げることはあり得ないということになっちゃって、下げるときだけは、今度は組織がやれば、それはみんなバツだよということなんですか。ちょっとその辺はわからないんで、わかったら教えてください。

【分科会長】 どうぞ。

【政策評価官】 まず、上げるほうについては、先ほどの補足説明の資料を見ていただいたらいいと思います。フローチャートのところにステージの3の個人業績の勘案のところがありますけれども、その「加算要因としては」ということで、一般的には、斬新な取り組みや長年の困難の克服、経営の革新などの業績であって、多くの国民が称賛を惜しまないようなものが、当該役員個人のイニシアチブによって実現したということが出来るものということが書かれていまして、確かに運用は、かなりこれ、厳しゅうございまして、今までもJAXAという団体があるんですけども、そこが衛星の打ち上げを成功したときに、非常にその役員の方が個人的に引っ張っておられた面があって、それで業績勘案率が増えて1.1になったという例があると聞いています。もう1件、他にがあると聞いていますが、確におっしゃるとおり、非常にハードルが高いものであると思います。

それから、減算要因のほうは、ある意味、政・独委のこの補足説明によると、職員の不祥事が役員個人の職責の範囲内であれば、減算要因に考えるということなので、ご指摘のとおり、若干下に振れやすいものであるという事実はあろうかと思えます。

【委員】 わかりました。

【分科会長】 最後にね、公式に発言されたことはよかったんじゃないかと思えますよ。常識的に考えてね、今、委員がおっしゃっているように、上げるほうは抑えて、下へくるというのは、組織をエンカレッジするというようにはなってないですね。以前、分科会長が集まる会議でもありましたけどね、それじゃあ、個人でと言ったら、ノーベル賞ぐらい

じゃないかと。ところが、ノーベル賞だってね、ひとりでは絶対できていません。何年もかかった蓄積ですからね。技術的な問題なんかだったらうんとそうなんですよね。しかし、そういう中にあっても、だれかが責任の所在を明確にするという意味で、明確にしなければならんということも、これまた社会的な通念であることは事実ですね。ですから、今回の、これまでの場合でも、理事長なら理事長が自ら給与カットを上申されているとか、あるいは嚴重注意とか、訓告とかが出ているというようなこともあるかと思います。一方で褒めるほうはなかなか、そういうのが出てきてないということは事実ですが。どうぞ、委員、ご発言。

【委員】　ちょっと質問させていただきたいんですが、資料4-1-4の最後のページ、ステージ3のチャートが書いてある部分ですが、その※9、一番右下のところですけども、そこで上から3行目で、「特段の事情」ということが縷々説明してありまして、通常の原因分析と再発防止では足りない。不祥事等を機会に法人業務の根本的な見直しなどを行い、効率を格段に改善した場合や不祥事時点で、一時的な自主返納でなく、法人として報酬を減額改定した場合などが当たると。これが減額から免除される方法というか、内容であるというふうに書いてございます。

この21年3月30日の文書のタイトルは補足説明ということですが、中身としては、非常に重大な質の違いがあります。なぜかという、これはルールを変えているんですね。要するに、連帯責任をとれという、連帯責任をとる報酬システムにしるということです。ですから、これには幾つか論点があるんですけども、一般的にはこういうことが言えるんじゃないかと思います。ご趣旨はわかります。政・独委の、先ほど分科会長がおっしゃられたように、このご時世で色々あって、お金も足りない。です、いろいろな機会でもって、要するに、ただ天下っているんじゃないよとか、いろいろな意味を込めて、きちっと精査しなさいというご趣旨はわかるんですけども。もしこれを導入いたしますと、せっかく透明性を追求するという流れの中で、組織的に隠蔽するというような効果を生むということは、経営者、民間の経営者の方たち二、三人にお伺いした時に、これは、幾らなんでも趣旨と全く違う結果を生むよというご注意を受けました。それは趣旨と結果が違うよ、違う危険性がありますよという、そういうことでしかないんですけども、私が申し上げたいのは、罰則規定のルールを変更しているということですから、補足説明の域をもうはるかに超えた内容です。内容の問題としては。

それから、もう一つは、これは、幾ら公平に考えても、後出し、後づけのルールですので、もしもこれをしようとした場合に、それができたかといいますと、これはもう辞めていらっしやいますので、こういう措置はできなかったはずですね。後からのこういう罰則規定にも等しいルールを後出しされて、それをやっていたから減額だというのは、どういうふうに理解しても、これ、無理があります。

ですので、本来の趣旨、政・独委の趣旨は非常によくわかりますけれども、そういう手当てをしようにもできなかった。もう退職して1年後、2年後にできたこういう補足説明というのは、ちょっと質的にあまりにも違う内容を含んでいる。これをオーケーなされたのかどうか、そこのところ非常に気になります。ただ、独法を叩く材料としてこういうものを入れたにしては、あまりにもひどい。我々は、評価しなければならない側なので、こういうことを前提にして第2期の計画をつくっていませんよね、もう既に。こういうことをどういうふうに解釈なさるのかということが気になりました。ですので、ここで理事個人の業績の結論を出すという問題は、まあ、いろいろな事情から決定されるでしょうけれども、もう一つちょっと重大な中身が含まれておりますので、これを見過ごしてはいけないと感じております。

以上です。

【分科会長】 いや、大変よくわかりますよ。私が言いたいことを全部言ってもらったようなことなんですけどね。ですから、非常に論理的にもですよ、あるいは手続的にも納得できない点を含んでいますよね。リスクも含んでいる。隠蔽というのが出ましたけど。それだったら、もうできるだけ隠しておこうというようなことにもつながりかねない面も出てくるわけですね。ですから、これは今、最後には、これで、納得したのかと、受け入れたのかということを、国交省に対して言われたわけですね。

【委員】 そうです。

【分科会長】 国交省からちょっと一言もらいたいと思いますが、ここに居並ぶ委員は、多分すべての人が、またこれからご発言があるかと思いますが、じくじたる思いがあるということの、具体例を挙げながらおっしゃっていました。

ただ、やはり日本のカルチャーといいますかね、国民の皆様の感情というか、そういったものに対することも重要なことは重要ですね。

先程来出ておりますように、やはりこういうものに対して、先ほど、委員もちょっとお

っしゃいましたけど、社長がだーっと毎日毎日末端まで走っているわけにいかんわけですね。ですから、どのレベルの問題はどこで責任を負うべきかということをもう少しきちんと、議論すべきですね。今の委員のご意見にもそれが入っていたと思うんです。そのあたりが非常に幼稚な議論で出てきている。あんまり批判すると、この委員会全体の、国交省の評判が悪くなるでしょうから、あんまりしたくないんですが、しかし、なかなかすとんと気持ちの中へ落ちないということがあるんだと思うんです。

ただし、個人的に今の特段の事情ですね。それは減算するべきではないという特段の事情というものがあるかということになってくるんですよ。そうすると、なかなかこれはまた難しい問題になってくる。

まあ、そんなこといろいろありますが、どうぞ、一言でもどうぞ。

【委員】 私も、これを見て、今、さっきからおっしゃっているように、これは明らかに後出しになっていると思うんですね。ですから、こういう場合は大体遡及させないという大原則があると私は思うんです。それに反したことをやろうとしているのかという、私もちよっと気持ちとしてはすっきりおさまらないところがあります。

それで、後、どうなるかという、仮にこれを嫌々ながらでものみ込んでやったとして、私が思っていたのは、法的な解釈はどうなるかということなんです。この結果がどうなるか、そのご本人がどうされるかは、私はそこまでわかりませんが、司法的な意味から見て、これは妥当なものかどうかという点です。私は司法の専門家ではありませんので、その点、もし国交省のほうで検討されていたのなら、お聞きしておきたいと思っております。

【分科会長】 先に、何かございましたら。それで一緒に国交省のほうから。

【委員】 私もちよっとこの事前にご説明を伺ったときに、去年の8月に議論したことがなぜという、もうほんとうに単純にそれだけでございます。時間を使ってしっかりと私どもは判断したつもりですので、世論のいろいろなことでこのような形でまたというのは、じゃあ、何のために評価委員をやっているのかという、そういうことでございますので、いろんな法的なこと、そのほかに関しましては、この検討会でのご判断にゆだねたいと思っております。

【分科会長】 ありがとうございます。国交省に一言。決めるのは我々ですけどね、質問も出ていますからお答え願いますけど、その前に委員がもう一言あるということですから、どうぞ。

【委員】 先ほど委員からもちよつとご指摘がありましたけど、一つ大きな問題は、この2つの事案のうち、特に後者のほうは、水機構がみずから調べて、それを開示した情報に基づいて、それがプレスでマスコミを通じて報道された結果、こうわかったというようなことですね。それから、前者の問題については、一部報道をもとに全部調べ直したということなんですが、こういうことをやっていると、結局むしろ、委員がご懸念されたように、まず、どの組織も隠蔽体質になっていくということが一つですね。それから、逆に、何といふかな、黙っていても、記者クラブであぐらかいててもこういうネタが入ってくるとなると、マスメディアがますます墮落するというので、結局最終的に国民に伝わる情報を、きちっと伝えるべきマスメディアの機能を弱めてしまう。そういう意味でも、社会的に非常にマイナスが大きいなと私は思います。

それから、もう一つは、昨今の特にテレビをめぐるいろんな問題などでわかるように、最近の報道というか、ニュースがバラエティー化されていて、それがとにかくどうしても嫉妬心をあおるといふような編集内容になりがちです。そういうふうな今の映像メディア報道というか、の通じた情報の伝わり方が非常にゆがんだ状況にあるときに、さらにそれを前提としたような政・独委のあの手法について、これを素直にのみ込むということはなかなか難しいなと私自身も思います。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。時間が迫ってきましたので、会長として、一つの提案を申し上げますが、その前に国交省として、ご意見を問われていましたので、あるいは質問だったかもしれません。一言、よろしくをお願いします。

【政策評価官】 まず、国交省としてというよりは、国土交通省独立行政法人評価委員会、親委員会としてどのように考えるのかということだと思います。権限は親委員会にありますので。いわば、委員長と我々政策評価官室は親委員会の事務局として日ごろ接触しておりますので、委員長の考え方をお聞きした部分をまずご紹介をさせていただきたいとします。

まず、基準そのものの中身に関してですけれども、決して、政・独委から言われたことをそのままいいと思って受けているわけではありません。実は、委員長としては、こういう個別の案件でそういうことをやるよりは、もう少し大きな場、実は、各省庁の独立行政法人評価委員会の委員長懇談会というのがありまして、これは当時、一番最初には、小泉総理が出て、委員長を集めた会議が最初に開かれたんですけど、そのときにその場である

程度定時的にというわけではないですけど、期間を置いて開催しましょうということが決まりまして、実は、タイミング的に非常によろしいんですけど、来月6月の下旬から7月にかけて、行う方向で考えられていますので、その場で基準の内容についてこういうところが問題があるということは言っていきたいというふうに委員長も考えておられます。ということがまず前提であります。

それで、基準の中身については、おそらく……、違ったらまたご指摘いただきたいと思うんですけど、今、私がお聞きして2つあったと思います。1つは、委員などからもご指摘がありましたように、いわば上方、硬直的になっていて、下方、弾力的になっている。ちょっと言い方が正しいのか、いいのかどうかわかりませんが、そういうのが基準のあり方としておかしいんじゃないかと。これも分科会長からもありましたけども、そういうやり方をすると、理事の方のやる気をそぐというか、決していいものじゃないんじゃないかというようなお考えがあったと思います。これについては、委員長のほうは、わりと同じような考え方をされておられますし、また、昨年来、色々な分科会とか出させていただいている中でも、色々な委員の方からそういうご意見もありましたので、委員長としては、そういうことを次回の委員長懇談会で発言される方向で今、考えておられると聞いております。

それから、次が、役員の職責の範囲内で職員の不祥事があった場合に減算されることについてなのですが、これは、分科会長がご指摘されたように、やはり2つの考え方があって、それは減算すべきだというご意見と減算すべきではないというご意見があるんですけども、今の独立行政法人を取り巻く現状とか、政府全体が政・独委の中でそのような方針を示されていること。それで、過去に5件ほど、国交省では今回初めてなんですけれども、積み重なっておりますので、そこでみんな一応減算しているということを踏まえると、やはりこれについて減算すべきでないというようなことを言うのはなかなか難しかろうなというご意見を委員長は持っておられます。ただ、どうしてもというご意見があれば、また委員長と相談をさせていただきたいと思いますが、それは全体的な流れを見て、そういう形で考えておられるということでございます。

これが基準の中身についてでございますので、あと、もう一つは、これが出される時期についてご意見がありました。これも分科会長が言われていたことなんですけれども、これについては、やはり基本的には、ご指摘のとおり、非常に重要な事項なので、本来であれば、平成16年に政・独委が方針を決定したときにあわせて示されるほうが、より適切な

評価がなされたんじゃないかなというふうには思われるところなんですけれども、今回、確かに国土交通省としては、職員の不祥事が問題になった初めての件にあたりますが、先ほど言いましたように、政府全体ではもうこの3月30日に補足説明が出される前に5件ほどその前例がございますので、政・独委として、3月30日の時点で直ちに方針を変えたというものではおそろくないだろうというふうには思っております。

そういう意味で、逆に、去年の8月の時点では、3件ほどもう前例が積み重なっておったところがございますので、ある意味、我々も含めて事務局サイドとしても、実は、去年の8月時点で職員の不祥事事案があったときはこういう対応をしているということを本来はご紹介して、より深い議論をいただくべきところであったところを、それを行わなかったのは、ちょっと事務局サイドにも手続上の問題があったんじゃないかなというふうには考えております。ただ、確かに平成16年の時点では出されてなかったもので、ちょっとさすがに問題かなと思いますが、この3月30日の時点でとか、水資源機構の業績勘案率が問題になったから方針を変えたとか、ということはないというふうに理解しているところでございます。

それから……。

【分科会長】 もうそれぐらいでいいですよ。

【政策評価官】 いいですか。はい。

【分科会長】 今、評価官のほうから、非常に的確に事情の説明をしていただきましたので、委員長もいろんな問題があるというご認識はあるという、今、報告がありました。これは、国交省全体の委員会のことですから、また、きょうの意見等々も委員会のほうに十分反映をさせていただいて、委員長はそれをもって全国区の委員長会議にお出になって、ご意見を言っていただくというようにいたしまして、そういうご意向だということで、それを受けて……。

もう時間が今、5時二、三分過ぎているんですが、最初申し上げましたように、しばらく時間をいただくとして。

この件に関しましては、例えば、例えばですよ、その職責というものと、支社や出張所の問題にどこまで責任を負うのが理事かどうかとか、そういったことも含めて、いろいろと深く議論をしていただくということがあると信じて、今回の場合は、これは、一つの流れとして、●●さんの職責に今回の不適切事案は関係しているということで、減算要因に当たるということにせざるを得ないと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 異議なしということで、そういうようにさせていただきます。

なお、先ほど機構の理事のほうからも説明がありましたように、●●理事が2つの不適切事案への具体的な関与の事実はなかったと、こういうふうを考えていいんですね。そういうことはご本人の名誉のためにもはっきりさせておく必要があるかと思っております。

それでは、●●氏の不適切事案への具体的な関与はないものの、具体的な、個人的な関与はないんですけれども、減算すべきでないという特段の事情があるということもできないと。これは、機構のほうも、国交省の評価官のほうも十分検討していただいたんですが、減算すべきではありませんという特段の事情があるという、強い主張もできないということから、個人業績による減算はやむを得ないということにいたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 異議なしということで、そうさせていただきます。

それでは、次に、その減算の幅についてであります。事務局より1.0を下回った例について、簡潔に説明してください。

【事務局】 お手元の資料4-1-8に最近の他の独法におきまして、退職役員の業績勘案率が1.0以外となった例と、下がった例がございます。この(1)、(2)、(3)、(4)、(5)いろいろなものがございます。例えば(2)は、国立印刷局の例でございますが、聞くとところによれば、2つの不適切事案があったと。発行前の紙幣見本がネットオークションに出てしまった。あるいは職員による県の収入印紙の横領があったと。かなり重大な問題ではないかと思えますけど、こういう2つのことがあった。これに関しまして、その当時の理事長さん、あるいは理事さん、業績勘案率0.9とマイナス0.1だったということがありそうです。あるいはまた最近の例でございます。(5)でございますが、平成20年の放射線医学総合研究所の例でございますが、例の架空の取引で研究費を支払い、業者に管理させて消耗品の購入に充当と。新聞に一度出ました、いわゆる預け金というようなことがこの法人においてあったということのようでございます。この場合も0.1マイナスして0.9というのがございまして、今までマイナスになった例といたしましては、いろいろな事例がございますが、どうもマイナス0.1という幅のようでござい

ます。

【分科会長】 ただいま説明をいただきましたが、要するに、今、他の事例、そういったものに比べて、今回の本件がもっと重いのか、軽いのか、あるいは同等かというようなことは、これ、さまざまな要因がありますのでね、何か数学的に算定式で計算するというふうにはまいりません。それから、増減の幅は上下0.2を目安とするということになっておりますし、他の事例は全部マイナス0.1になっておりますが、皆さんのご意見、いかがでしょうか。

それでは、私会長からの一つの提案でございますが、増減幅の最大値は0.2ですけれども、0.2まで下げるという特段の理由はありません。それで、まことに自主性のないことでもありますけれども、●●氏の個人業績による増減の幅については、当分科会としてマイナス0.1と決定したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 それでは、そういうようにさせていただきますと、そうなりますと、業績勘案率は0.9ということになります。

ただいまこの結論に至ったさまざまなご議論をいただきましたが、これは事務局にきちんと整理をさせまして、責任を持って、私、読みまして、目を通して、それを添えて委員長、つまり、国交省の独立行政法人評価委員会へ提出をさせていただきたいと、このように思っております。

さて、延長は最大で20分と、と申しましたので、次は、●●氏の個人的な業績について審議をいたします。

●●氏の個人業績については、機構から説明をまずお願いいたします。このときも、去年の7月には提出されていなかった情報等、あるいは不適切事案との関係に重点を置いて説明を願います。

【水資源機構】 それでは、先ほどの資料4-2-4の6ページをお開きいただきたいと思います。●●理事の不適切事案との関係についての資料でございます。まず、1つ目の平成16年秋の徳山ダムの不適切事案に関してでございますが、当時●●理事の担当は、管理事業部と利根川・荒川水系でございまして、徳山ダム建設事業に関連するものはなく、理事としては所掌外であったと考えております。

次に、18年9月の索道の不適切事案でございます。当時理事としての担当は、管理事

業部、利根川・荒川水系に加えまして、ダム事業部と水路事業部でございました。ダム建設に係るダム事業部の担当業務は、ダムの建設工事の設計、積算など、工事の実施に関するものが中心でございます。本件の不適切事案は、徳山ダムの建設事業に係るものではありませんが、先ほど申しましたように、いずれも索道の補償に関する不適切事案でございました。補償契約についての本社の所掌は用地部でございまして、本件索道補償に関する指導などにつきましては用地部で行っておりまして、ダム事業部では行っておりません。本件による文書厳重注意は、先ほど申しましたように、包括的な連携が保てなかったことを問うたもので、担当理事の監督責任ということではないということでございます。職員への処分は先に説明したとおりでございます。

以上、説明させていただきました。

【分科会長】 ただいま説明がありましたように、先ほどのような形で、つまり●●さんの場合と同じような形では、●●さんの場合は職責に関係するような減算の要因はなかったというように解釈できると思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 それでは、●●さんの件に関しましては、個人業績ですね、個人業績による減算はないということにさせていただきます。したがって、そういたしますと、個人業績の増減の幅につきましては、当分科会としては0.0と、幅は0.0、すなわち、勘案率についていいますと、法人の業績と合わせて業績勘案率は1.0ということになりますが、これでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。では、異議なしということにさせていただきます。この件につきましても、委員会に報告しなければなりませんので、ただいまの資料等も添えて、取りまとめは分科会長の私にご一任をいただくとさせていただきますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本日の結論とそれに至る過程を、私もじかに評価委員会の委員長にお話をさせていただこうと思っております。

それでは、今後の手続について、事務局から説明を願います。

【事務局】 ありがとうございます。お手元の資料4-1-6というものがあるかと思っております。実は、この分科会の議決をもって委員会の議決とすることのできる事項について

というのがありまして、このペーパーの下半分の「2.」の(1)の③で、役員退職手当支給に係る業績勘案率の決定ということがございます。それにつきまして、このちょっと上の真ん中辺にあります「2.」の中で、分科会の議決をもって委員会の議決とすることのできる事項ということになっておりまして、以下の事項については、各独立行政法人ごとの個性の強いもの、実務的な性格の濃いもの、臨時的かつ弾力的に対応する必要が発生する可能性が高いもの等であることから、委員長の同意を得た上で、分科会の議決をもって委員会の議決とすることとするというふうに定められておりますので、今後この手続きに基づきまして、本日の分科会長として出していただきました結論について、委員会の同意を得た上で委員会の議決とするという手続になるかと思えます。

その後なんですけれども、この後、国交省の独立行政法人評価委員会、全体委員会ですけれども、これが業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省の政・独委に通知をします。この場合、政・独委は国交省の評価委員会に意見を述べることができるというふうになっております。仮に総務省の政・独委から、本日の結論について意見が出された場合には、その後の対応については、まずは委員長、それから、分科会長にご相談させていただくということを取り計らいたいと思っております。

【分科会長】 わかりました。それで日程的なことも全部含めてですね。

【事務局】 はい。

【分科会長】 それでは、これで議事の進行を終わりたいと思うんですが、最後にもう一言申し上げたい。評価というのは、どこの組織に対してもそうですが、その組織をよりよくしていくためのものがございます。その基本的な考え方というのは、当然親の委員会等々にも私はある筈だと思いますけどね。その点が、若干、感想を述べますと、現場のことなんかをほんとうにご存じの方たちなんだろうとか、あるいは分科会で1点を2点にするか、3点を4点にするかということにどれだけの調査と議論が尽くされているかというようなことを若干でもお勉強していただきたいということを、僕は、委員長にしっかり申し上げて、委員長を通してですよ、委員長はよくやっておられるんですがね、そういうことも申し上げておきたいと思えます。

それでは、議事進行、返します。

【司会】 それでは、今後の日程について、簡単にご紹介させていただきます。本日、議題(3)の中で決めていただきました水資源機構の第2期中期に入りましてからの年度

評価、これにつきましては、今年の夏は、全体の合同会議7月29日水曜日の15時から18時に、20年度の実績評価についての審議のための合同会議を予定させていただいているところでございます。また、例年ですとこの折に引き続きやっておるんですが、たまたま今回他省の委員の先生方も含めて、最大の委員のご出席をいただけるのはこの時間帯しかなかったために、例年ですと、その後に直やっております国交省分科会としてのご審議につきましては、ちょっと日を改めてまして、先生方のご都合を伺いまして、できるだけ多くの先生方、ご出席ということで、必ずしも全員ではないんですけれども、8月4日火曜日の14時から16時に、例の決算のご説明、あるいはこの次の人たちの役員退職者の業績勘案率の審議のための分科会の開催という予定をしております。まだ大分先の予定でございますけれども、そういう予定をしております。

【水資源部長】 本日は、大変熱心にご議論いただきましてありがとうございます。中で重い、しかも、やるせない議題を再審議していただいたということで、ほんとうに感謝申し上げます。これからまだ、先ほど申し上げたような、きょうご議論いただいたものについての手続等がございますが、次回のこの会議が7月末ということで、ちょっとフライングぎみでございますが、申し上げたいことがございます。

松尾分科会長、それから、山岸委員におかれましては、任期が6月末までということでございまして、特段のことがない限りは、本日お願いした分科会が最後の会合ということになります。ご就任以来、この分科会、松尾分科会長におかれましては、ほんとうに統括審議をいただきました。ありがとうございます。また、山岸委員におかれましては、適切な、あるいは時に厳しいご助言、ご意見をいただきまして、この水資源機構がこれからほんとうにしっかりした仕事をやっていく上で、この評価委員会でのアドバイスを生かしていくべきだなと、心から思っている次第でございます。お二方に、ちょっとフライングぎみではございますが、御礼の言葉を述べさせていただきます。ほんとうにどうもありがとうございました。（拍手）

【司会】 それでは、以上をもちまして、第21回独立行政法人評価委員会水資源機構分科会を閉会いたします。

なお、本日の議事録につきましては、公表前に委員の皆様方にご発言内容の確認をさせていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。特に本日は機微にわたるところもございますので、事務局といたしましても、慎重に対応してまいりたいと思っ

おります。

なお、本日の会議資料につきましては、非常に大部でございますので、そのまま机の上に置いていただければ、適宜郵送なりさせていただければと思っています。

それでは、本日、長時間、ありがとうございました。

— 了 —